## 工事請負等競争入札参加者心得

制 定 平成 20 年 8 月 1 日 最近改正 平成 25 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この心得は、大阪市住宅供給公社(以下「公社」という。)が行う一般競争入札(事後審査型制限付一般競争 入札を含む。以下同じ。)及び指名競争入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)が、守るべき事項を定めるも のとする。

(法令等の遵守)

第 2 条 入札参加者は、大阪市住宅供給公社経理規程、契約書及びその他関係法令の各条項並びに入札の手引き、入札 指名通知事項及び入札説明書の各項等を遵守しなければならない

(工事費内訳書及び配置予定技術者調書の提出等)

- 第 3 条 工事の請負に係る入札参加者は、次の各号に掲げる場合においては、工事費内訳書(以下「内訳書」という。) 及び配置予定技術者調書を提出しなければならない。
  - (1) 一般競争入札の公告文又は入札説明書に規定する場合
  - (2) 公募型指名競争入札の公示文各項に規定する場合
  - (3) 指名競争入札の入札指名通知事項に規定する場合
  - (4) 談合情報対応マニュアルに基づく事情聴取を行う場合
- 2 内訳書記載の工事費合計金額と入札書記載金額は対応した金額でなければならない。
- 3 配置予定技術者調書に記載されている技術者を監理技術者又は主任技術者として配置しなければならない。ただし、 やむを得ず変更せざるを得ないと公社が認める場合はこの限りではない

(公正な入札の確保)

- 第 4 条 入札参加者は、次の各号のいずれかに違反した場合において、大阪市住宅供給公社競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けることがある。
  - (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはならない。
  - (2) 競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
  - (3) 落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
  - (4) 談合情報対応マニュアルに基づく事情聴取に応じなければならない。
  - (5) 談合情報対応マニュアルに基づく誓約書を提出しなければならない。
  - (6) 公社職員に不正要求をしてはならない。
  - (7) 公社職員への暴力、脅迫、暴言、侮辱、威圧的な言動その他取引相手として不適当と認められる言動を行っては ならない。
  - (8) 前各号のほか、心得の事項について遵守しなければならない。

(入札の無効)

第 5 条 大阪市住宅供給公社経理規程、入札指名通知事項及び入札の手引きに定めるほか、第3条各項及び前条各号の 規定に違反した入札は、無効とする。

(その他)

第 6 条 入札及び契約に際しては、公社職員の指示に従うこと。

附 則

この心得は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成25年4月1日から施行する。